

令和5年(2023年)4月21日
県民文化部 人権・男女共同参画課
(課長) 清水 拓郎 (担当) 佐々木 淳
電話: 026-235-7102 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線3748
FAX: 026-235-7389
E-mail: ally@pref.nagano.lg.jp

長野県パートナーシップ届出制度について

標記制度について、令和5年4月20日に実施要綱を制定しました。

1 制度の趣旨

- 誰もが多様性や違いを認め、社会や地域で個性や能力を発揮するとともに、人権が尊重され共に支え合って暮らすことができる公正な社会の実現に向けた取組として、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消し生活上の障壁を取り除くことを目指す。

2 制度の基本設計

- 性的マイノリティのカップルが、お互いを人生のパートナーとすることを県へ届け出
- 県は、届出があったことを証明(戸籍や住民票の記載が変わることはない。)
- 利用対象者は、少なくとも一方が性的マイノリティである2人であること

3 届出対象者の要件

- 双方が成年であること
- 双方がともに婚姻をしていないこと
- 双方がほかの者とパートナーシップ関係にないこと
- 双方が民法により婚姻をできない関係にないこと(直系血族や三親等内の傍系血族、直系姻族又は養親子等の関係にないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。)
- 少なくとも一方が県内に住所を有すること又は県内への転入を予定していること

4 届出の方法等

(1) 届出の方法

- 届出書等の必要書類を県(県民文化部人権・男女共同参画課)へ提出
- プライバシー確保に配慮し、電子申請、郵送、Web会議システムを利用

(2) 届出受領証等の交付

- 県は届出が要件を満たしているとき、届出受領証等を交付
- 届出受領証等に子(パートナーいずれかの実子・養子)の氏名等を記載可能

5 制度に対応する行政サービスの提供等

- 県は制度の趣旨を尊重し、法令等の範囲内で行政サービスを提供
- 県内市町村のパートナーシップ制度に基づき交付された受領証等は、県の届出受領証等とみなして県の行政サービスを提供

6 施行期日

- 令和5年8月1日から施行(届出受領証等を交付開始)。なお、7月10日から届出可能

(参考) 制度の周知等の取組予定

- 県ホームページ、リーフレット、広報誌などにより制度の周知を図るとともに、適切な運用に向けて職員研修を実施
<https://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/sogi/partnership.html>
- 部局から関係団体を通じて、民間事業者(例:病院、住宅、宿泊施設等)へパートナーを夫婦・家族と同様に取り扱うよう働きかけ

長野県パートナーシップ届出制度に対応する県の行政サービス等一覧（予定）

1 届出受領証等の提示が必要な行政サービス

- 県営住宅への入居申込み★

（★長野市、松本市又は駒ヶ根市の宣誓制度を利用している方は、既に利用できるもの。以下同じ。）

2 届出受領証等を行政サービス等の利用に係る証明手段とし得るもの

（他の手段で証明することも可能）

- 県立医療機関★（県立病院・県立リハビリテーションセンター）における面会、緊急の治療への同意
- 県税に係る納税証明書の代理申請
- 犯罪被害者等の遺族見舞金の給付申請

【参考】

1 パートナーとの生活において利用可能な主な行政サービス等

- 利用に際し「パートナーシップ関係」にあることを確認されることはないもの

該当する行政サービス	主な利用要件等
自動車税の身体障がい者等に対する減免	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等
ながの子育て家庭優待パスポート事業	対象となる子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）と同居していること等
養育里親登録	養育者の補助者として養育に関わることができる成人の同居親族等であること等
DV相談	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けたこと
生活保護制度	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等
住居確保給付金事業	同一の世帯に居住し、生計を一にする者であること。収入や資産、求職活動等の支給要件を満たすこと等
特定不妊治療	生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たせば利用可能な場合あり
心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を現に扶養している親族等であること等（掛け金の支払いが必要）

- 利用に際して二人の氏名と関係（「新婚夫婦」又は「結婚等を予定しているカップル」から選択）を申請するもの

該当する行政サービス	主な利用要件等
ながの結婚応援パスポート事業	1年以内に長野県パートナーシップ届出制度への届出を予定していること等

2 職員の福利厚生等（雇用主としての取組）

- 該当する職員の宿舍への入居★、休暇、手当、互助給付等について対応する。